

常勤役員に関する規程

第1条 総則

- 1) 定款第21条4項の規定により、常勤役員4名以内を置く。
- 2) 本規程は、前項による常勤役員の任命手続き、職務および報酬等に関する事項を定めたものである。
- 3) 常勤役員は相協力し、協会の設立趣旨に従い会務の推進並びに事業の発展に努めなければならない。

第2条 常勤役員の任命、解任

- 1) 常勤役員の任命は、定款第21条第4項の規定にもとづき理事会の議を経て会長がこれを行う。
- 2) 常勤役員の解任は、定款第25条の規定にもとづき総会の決議によって会長がこれを行う。
- 3) 会長は、会長会社又は副会長会社よりの出向者で、総会の決議を経て理事に選任された者を、常勤役員に任命することができる。

第3条 常勤役員の任期、および辞任

- 1) 常勤役員の任期は、定款第24条の規定による。
- 2) 常勤役員の任期中の辞任については、会長の承認を受けなければならない。

第4条 常勤役員の職務

- 1) 専務理事は常勤役員および事務局を統括し、事務局人事を掌理する。
- 2) 専務理事は協会業務および事務局運営について会長を代理し、緊急を要する事案については必要な裁決・決定を行うことができる。ただし、事後遅滞なく会長に報告を行わなければならない。
- 3) 常務理事は会長並びに専務理事を補佐するとともに、専務理事に事故あるときはその職務を代理し、併せて事務局運営の重要事項に関しその審議・決定に参画する。
- 4) 常務理事は事務局の指導・監督の任にあたり、併せて会長および専務理事より特に命を受けた重要会務・事業等を専任・所管する。
- 5) 理事は会長・専務理事および常務理事より指示・命令を受けた協会の会務・事業等を専任・所管する。
- 6) 会長は常勤役員に事務局長または事務局の重要な役職を委嘱し、その職務を執り行わせることができる。

第5条 常勤役員の報告義務

- 1) 常勤役員は会務・事業の執行状況、収支・財政の状態、並びに事務局の運営について、会長に適宜報告を行うとともに、重要事項については指示を仰がなければならない。
- 2) 常勤役員は総会・理事会その他必要な会議に出席し、会務・事業並びに決算・財政状況等について報告するとともに、その職務執行に関し監事の監査を受けなければならない。

第6条 常勤役員の報酬

- 1) 常勤役員の報酬については、別表 1 の基準によるものとし、その支給額は会長が決定する。
- 2) 常勤役員の報酬基準の改定については、総会の承認を受けなければならない。
- 3) 常勤役員の報酬支給額の決定、および変更については、理事会の承認を受けなければならない。
- 4) 会長は特別の理由があると認めるときは、常勤役員の報酬支給額の一部または全部について、期間を定め支給を行わないことができる。

第 7 条—常勤役員の退職金

- 1) 常勤役員の退職金については、別表 2 の基準により計算を行い、その限度内において会長が支給額を決定する。
- 2) 常勤役員の退職金算定基準の改定については、総会の承認を受けなければならない。
- 3) 常勤役員の退職金支給額の決定については、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

1. 本規程は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
2. この規程に定められた以外のことで、必要なる措置は、会長の採決するところによる。
3. 会長は、この規程について改訂の必要があると認めるときは、理事会の審議を経て、改訂を行うことができる。
4. 本規程は、平成 24 年 1 月 1 日に一部の改訂を行い、同日より適用する。
5. 本規程は、平成 27 年 4 月 28 日に一部の改訂を行い、同日より適用する。

別表 1 常勤役員の報酬基準

役 職	月額報酬基準額
専務理事	1,000,000 円～1,500,000 円
常務理事	750,000 円～1,250,000 円
理 事	500,000 円～1,000,000 円

注) ただし、出勤・職務遂行に必要な費用については実費支弁を行うが、職員に支給する諸手当および賞与等については支給を行わない。

別表 2 常勤役員の退職金（算定）基準

在職 1 ヶ月に対する退職金は、会長が決定した役員報酬額に 0.125 を乗じ算出した金額とする。退職金の支給額については、上記により算出した金額を支給限度額とし会長が決定を行う。